第２号様式（第２の１関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（番　　　号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　福島県知事

　（福島県○○農林事務所長経由）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業実施主体の長

○○年度福島県鳥獣被害防止総合対策交付金の事業実施計画（変更）承認申請書

　福島県鳥獣被害防止総合対策交付金事務取扱要領第２の１の規定に基づき、下記のとおり承認申請します。

記

１　事業実施主体名

２　事業実施計画　　　別紙のとおり（※第１号様式を添付すること）

　　注）第１号様式の他に鳥獣被害防止計画、協議会規約、役員名簿、組織図、総会資料（予算、事業計画）等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

第３号様式（第２の３関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（番　　　号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

直接交付事業者の長

 様

市町村長等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福島県知事

○○年度福島県鳥獣被害防止総合対策交付金の事業実施計画（変更）の

承認について（通知）

　○○年○月○日付け○○第○号にて申請ありましたこのことについては、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金事務取扱要領第２の３の規定に基づき、下記の事業について承認します。

記

１　事業実施主体名

２　交付金目名

３　政策目的

４　県事業名

５　県小事業名

第４号様式（第２の５関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（番　　　号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　福島県知事　様

　（福島県○○農林事務所長経由）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業実施主体の長

　　　　令和〇年度イノシシ等有害捕獲促進事業（うちイノシシ等被害防止施設等整備

の鳥獣被害防止施設）の上限単価について

　このことについて、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金事務取扱要領第２の５の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

（注）第１号様式及び知事が別に定める資料を添付すること。

第５号様式の１（第３の１関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（番　　　号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　○○農林事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　農林水産部長

○○年度福島県鳥獣被害防止総合対策交付金の割当内示について

　このことについて、下記のとおり割当内示をしますので、事業執行については、適正に処理されるよう願います。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付金目名政策目的（県事業名）（県小事業名）【事業実施主体名】 | 既内示額 | 今回内示額 | 計 |
|  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

第５号様式の２（第３の２関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（番　　　号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　直接交付事業者の長

　　　　　　　　　　　 様

　市町村長等

 福島県農林水産部長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福島県○○農林事務所長

○○年度福島県鳥獣被害防止総合対策交付金の割当内示について（通知）

　このことについて、下記のとおり交付金が交付される見込みなので、福島県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第３条（変更の場合は「第５条」）の規定に基づき交付金交付申請書（第１号様式）（変更の場合は交付金変更承認申請書（第２号様式））を提出してください。

記

１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付金目名政策目的（県事業名）（県小事業名）【事業実施主体名】 | 既割当内示額 | 今回割当内示額 | 合計割当内示額 | 備考 |
|  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

２　提出期限　　　　年　　月　　日

第６号様式（第５関係）

交付決定通知の書例

　福島県指令（課名又は所名の約字）第○○号

　　　　　　　　　　　　　　　　　交付事業者名（住　所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏　名）

　○○　年　月　日付け第号で申請のあった○○　　年度福島県鳥獣被害防止総合対策交付金については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号。以下「規則」という。）第５条の規定により、次のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、同規則第７条の規定により通知する。

　　○○　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 福　島　県　知　事

 　　 ○○○○　　印

 福島県○○農林事務所長

〔交付事業の目的及び内容〕

（申請どおり決定する場合）

　１　交付金の交付の対象となる事業は、○○　　年　月　　日第　　号で申請（以下「申請書」という。）のあった鳥獣被害防止総合対策交付金とし、その内容については、申請書の交付事業の内容欄記載のとおりとする。

（修正決定する場合）

　１　交付金の交付の対象となる事業は、○○　　年　　月　　日第　　号で申請（以下「申請書」という。）のあった鳥獣被害防止総合対策交付金とし、その内容については、下記のとおり修正するほか申請書の交付事業の内容欄記載のとおりとする。

〔交付事業に要する経費、交付金の額及び交付金の額の変更の権限留保〕

　２　交付事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、交付事業の内容が変更された場合における交付事業に要する経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

　　　（国の交付金の目名）○○○○○交付金

　　　　交付事業に要する経費　　金　　　　　　　　円

　　　　交付金の額　　　　　　　金　　　　　　　　円

〔経費の配分〕

（申請どおり決定する場合）

　３　交付事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する交付金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

（修正決定する場合）

　３　交付事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

　　　　区分　　　交付事業に要する経費　　　　　　　　交付金額

　　　○○○費　　　　　　　　○○○円　　　　　　　　○○○円

　　　○○○費　　　　　　　　○○○円　　　　　　　　○○○円

　　　○○○費　　　　　　　　○○○円　　　　　　　　○○○円

〔額の確定〕

（直接交付事業の場合）

　４　交付金の額の確定は、交付対象事業費の実績額に、交付要綱別表に定める各経費に対応する交付率を乗じて得た額と前記３の区分ごとの交付金の額（変更された場合には変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

（間接交付事業の場合）

　４　交付金の額の確定は、前記３の区分ごとの間接交付事業に要した実績額に交付要綱別表に定める各経費に対応する交付率を乗じて得た額と前記３の区分ごとの交付金の額（変更された場合には変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

〔交付条件〕

〔交付関係を規制する要綱等の引用〕

　５　交付事業者は、別表に掲げる法令等に従わなければならない。

　６　交付金交付の条件は、前記５に定めるもののほか次のとおりとする。

　（１）交付事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ知事（又は農林事務所長）の承認を受けなければならない。

　　　ア　交付事業に要する経費の配分の変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

　　　イ　交付事業の内容の変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

　　　ウ　交付事業を中止し、又は廃止しようとする場合

　（２）交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事（又は農林事務所長）に報告してその指示を受けなければならない。

（直接交付事業の場合）

（交付事業者が地方公共団体である場合）

　（３）交付事業者は、交付要綱第１２条第１項により、当該交付事業等に係る国の交付金等と当該交付事業等に係る当該地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした交付金調書（別記様式１）を作成してこれを保管し、交付事業終了の翌年度から起算して５ヵ年間整備保管しなければならない。ただし、交付事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、交付要綱第１２条第２項の財産管理台帳（別記様式２）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

（交付事業者が地方公共団体以外の者である場合）

　（３）交付事業者は、交付要綱第１２条第１項により、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を、交付事業終了の翌年度から起算して５ヵ年間整備保管しなければならない。ただし、交付事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、交付要綱第１２条第２項の財産管理台帳（別記様式２）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

（消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて交付決定を行う場合）

　（４）交付事業者は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合については、次の条件に従わなければならない。

　　　ア　交付事業者は、実績報告を行うに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税額相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

　　　イ　交付事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付要綱第９条第２項により速やかに知事（又は農林事務所長）に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

（財産の善良なる管理者の注意及び処分制限の条件を付する場合）

　（５）交付事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

　（６）前号の財産のうち１件当たりの取得価格５０万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）においては、知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）を交付金交付申請書に記載している場合は、知事の承認を受けたものとする。

　（７）交付事業者が前号により承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

〔申請の取り下げのできる期日〕

　（８）交付要綱第６条の規定に基づき、交付事業者が申請の取り下げのできる期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して１５日を経過した日までとする。

（間接交付事業の場合）

　７　交付事業者は、概算払いにより間接交付金に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

　８　交付事業者は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

　９　交付金交付の条件は、前記５、６に定めるもののほか、次のとおりとする。

　（１）交付事業者は、間接交付金の交付に際しては、間接交付事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

　　　ア　別表に掲げる法令等に従うべきこと。

　　　イ　間接交付事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ交付事業者の承認を受けなければならない。

　　　（ア）間接交付事業に要する経費の配分を変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）しようとする場合

　　　（イ）間接交付事業の内容を変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）しようとする場合

　　　（ウ）間接交付事業を中止し、又は廃止しようとする場合

　　　ウ　間接交付事業者は、間接交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接交付事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに交付事業者に報告してその指示を受けなければならない。

（間接交付事業者が地方公共団体以外の者である場合）

　　　エ　間接交付事業者は、交付要綱第１２条第１項により、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を、交付事業終了の翌年度から起算して５ヵ年間整備保管しなければならない。ただし、間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、交付要綱第１２条第２項の財産管理台帳（別記様式２）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

（消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて交付決定を行う場合）

　　　オ　間接交付事業者は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合については、次の条件に従わなければならない。

　　　（ア）間接交付事業者は実績報告を行うに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税額相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

　　　（イ）間接交付事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記（ア）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付要綱第９条第２項により速やかに交付事業者に報告するとともに、交付事業者の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（財産の善良なる管理者の注意及び処分制限の条件を付する場合）

　　　カ　間接交付事業者は、間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなればならない。

　　　キ　前号の財産のうち１件当たりの取得価格５０万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）においては、知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載している場合は、交付事業者の承認を受けたものとする。

　　　ク　間接交付事業者が前号により承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を交付事業者に納付させることがある。

（別表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法令等名 | 年月日番号等 | 備考 |
| 農林畜水産業関係補助金等交付規則 | 昭和３１年４月３０日農林省令第１８号 |  |
| 福島県補助金等の交付等に関する規則 | 昭和４５年１０月２７日福島県規則第１０７号 |  |
| 福島県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱 | 平成２２年４月１日２２農支第２６０号福島県農林水産部長通知 |  |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱 | 令和４年３月３１日付け３農振第２３３３号農林水産事務次官依命通知 |  |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領 | 平成２０年３月３１日１９生産第９４２４号農林水産省生産局長通知 |  |
| 鳥獣被害防止総合対策交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて | 平成２０年３月３１日１９生産第９４２５号農林水産省生産局長通知 |  |
| 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 | 昭和３０年８月２７日法律第１７９号 |  |
| 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 | 昭和３０年９月２６日政令第２５５号 |  |
| 福島県鳥獣被害防止総合対策交付金事務取扱要領 | 平成２２年４月１日１９農支第２６０号福島県農林水産部長通知 |  |

（以上）

　注）交付事業者名は、次の要領で記載する。なお、交付事業者名には、敬称は付けない。

　　ア　法人（地方公共団体を除く）にあっては、その所在地及び名称

　　イ　地方公共団体にあっては、その名称

　　ウ　法人格を有しない団体にあっては、その所在地及び名称並びに代表者又は責任者の住所及び氏名

第７号様式（第６関係）

（番　　　　号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　福島県知事

　（福島県○○農林事務所長）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業実施主体の長

○○　　年度イノシシ等有害捕獲促進事業の交付決定前着手届

○○　　年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしましたので、お届けします。

記

１ 事業内容及び事業量

２ 事業費及び補助金額

３ 着手予定年月日

４ 事業完了予定年月日

５ 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

１　交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。

２　交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

３　当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

４　協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

第８号様式（第７関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（番　　　号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　福島県知事

　（福島県○○農林事務所長）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業実施主体の長

○○年度福島県鳥獣被害防止総合対策交付金入札結果報告・着工届

　福島県鳥獣被害防止総合対策交付金事務取扱要領第７の１の規定に基づき、下記のとおり入札結果を報告し、着工を届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 　対象機械・施設等名　又は工事等の契約名 |  |
| 　施行方法 | 直営施行・請負施行・委託施行・代行施行 |
| 　施工業者選定方法 | 一般競争入札・指名競争入札・代行施行における競争見積・随意契約 |
| 　入札執行年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 　入札立会者の　所属・役職・氏名 |  |
| 　入札予定価格（税抜） |  | 円 |
| 　入札参加業者名及び　入札価格（税抜） |  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
| 　入札執行回数 | 回 |
| 　落札業者名(契約業者名) |  |
| 　契約価格（税込） | 円 |
| 　契約年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 　着工住所 |  |
| 　着工年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 　完了予定年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 　工事監理者 |  |
| 　入札結果等の公表方法 |  |
| 　備考 | 　　　　年　　月　　日付け○○第○○○号交付決定通知 |

　　注）１「施行方法」欄及び「入札方法」欄は、該当するものを○で囲む。

　　　　２「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。

　　　　３「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。

　　　　４　不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」は契約業者名を記入する。

　　　　５「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。

　　　　６「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。

　　　　７　交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。

　　　　８　本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。

　　　　９　事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

第９号様式（第８関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（番　　　号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　福島県知事

　（福島県○○農林事務所長）

直接交付事業者の長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業実施主体の長

○○年度福島県鳥獣被害防止総合対策交付金の実施計画変更届

　○○年度○○事業の実施計画を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

１　事業名

２　交付金交付決定年月日

３　変更の理由

４　変更の内容

５　添付資料

　　注）直接交付事業者の場合には福島県知事あてに提出し、それ以外の事業実施主体の場合には福島県農林事務所長に提出する。

第１０号様式（第９関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（番　　　号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　福島県知事

　（福島県○○農林事務所長）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業実施主体の長

○○年度福島県鳥獣被害防止総合対策交付金の竣工届

　○○年○○月○○日付け○○第○○○号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 　事業種類 |  |
| 　事業内容 |  |
| 　（施設名・処理量等） |  |
| 　事業費（円） |  |
| 　着工住所 |  |
| 　着工年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 　完了年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 　関係法令検査年月日 |  |
|  | 　○○法 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 　竣工検査年月日　（又は予定日） |  |
| 　引き渡し年月日　（又は予定日） |  |
| 　請負等業者　工事監理者 |  |

　　注）請負人等からの完了届の写しを添付すること。

第１１号様式（第１１関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（番　　　号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　福島県知事

　（福島県○○農林事務所長）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業実施主体の長

○○年度福島県鳥獣被害防止総合対策交付金の事業実施状況報告書

　福島県鳥獣被害防止総合対策交付金事務取扱要領第１１の１の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　事業実施主体名

２　事業実施状況　　別紙のとおり

　　注）別紙様式の他に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成１９年法律第１３４号）第４条第１０項の規定に基づく、被害防止計画の実施状況報告（事業実施年度）の写しを添付するものとする。

第１２号様式（第１２関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（番　　　号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　福島県知事

　（福島県○○農林事務所長）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業実施主体の長

○○年度福島県鳥獣被害防止総合対策交付金の事業評価報告書

　福島県鳥獣被害防止総合対策交付金事務取扱要領第１２の１の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　事業実施主体名

２　事業実施状況　　別紙のとおり

　　注）別紙様式の他に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成１９年法律第１３４号）第４条第１０項の規定に基づく、被害防止計画の実施状況報告（目標年度）の写しを添付するものとする。

第１２号様式別紙（第１２関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施年度 | ○○　　年度○○　　年度○○　　年度 |
| 被害防止計画 | 作成年度 | ○○　　年度 |
| 目標年度 | ○○　　年度 |

福島県鳥獣被害防止総合対策交付金事業評価報告

事業実施主体名：

市町村名：

事業実施地区：

Ⅰ　事業実施による効果

１　地域の体制整備状況

|  |
| --- |
|  |

２　被害防止の効果

|  |
| --- |
|  |

３　対象鳥獣の捕獲状況

|  |
| --- |
|  |

４　担い手等人材の育成状況

|  |
| --- |
|  |

５　耕作放棄地の発生防止及び解消状況

|  |
| --- |
|  |

６　近隣市町村との連携

|  |
| --- |
|  |

７　その他

|  |
| --- |
|  |

Ⅱ　被害防止計画の目標達成状況

１　事業の実施内容

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象地域 | 実施年度 | 対象鳥獣 | 事業内容 | 　事業量（回、ha、m、円、等） | 管理主体 | 供用開始 | 利用率稼動率 | 事業効果 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　注）事業内容は下記の（１）ア(ア)A ～（３）イ（イ）から、該当する記号を記し、これに合わせて他の欄も記載する。

　　　　（１）推進事業の内容

　　　　　　　ア 鳥獣被害防止総合支援事業

　　　　　　 　（ア）被害防止活動推進

　　　　　　　　　　　A 推進体制

　　　　　　 B 有害捕獲（狩猟免許の取得、有害捕獲の実施）

　　　　　　 C 被害防除（現場技術指導者の育成、被害防除の実施）

　　　　　　 D 生息環境管理

　　　　　　 E サル複合対策

　　　　　　　　　　　F クマ複合対策

　　　　　　　　　　　G 鳥類複合対策

　　　　　　 H 他地域人材活用

　　　　　　 I ICT等新技術の活用

 J GISを活用した被害対策等の可視化定着支援

　　　　　　　　（イ）実施隊特定活動

　　　　　　 A 大規模緩衝帯整備

　　　　　　 B 誘導捕獲柵わな整備

　 （ウ）ICT等新技術実証

　 A ICT等新技術実証

　　　 （エ）農業者団体等民間団体被害防止活動

　 A 農業者団体等民間団体被害防止活動

　　　 （オ）ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組

　　　 （カ）鳥獣被害対策実施隊機能強化

A 鳥獣被害対策実施隊機能強化

　　　　　　　　（キ）捕獲サポート体制の構築

　　　　　　　　　　　A捕獲サポート体制の構築

 （ク）ICTの活用による情報管理の効率化

　　　　　　　　　　　A ICTの活用による情報管理の効率化

　　　　　　　　（ケ）放射性物質影響地域のジビエ利活用推進

　A 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進

イ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

　 （ア）緊急捕獲活動

　　　　（２）整備事業の内容

　　　　　　　ア　鳥獣被害防止総合支援事業

（ア） 鳥獣害防止施設の整備

（イ） 処理加工施設の整備

（ウ） 捕獲技術高度化施設

（エ） 地域提案施設の整備状況

イ　鳥獣被害防止施設整備促進支援事業

（ア） 鳥獣害防止施設の整備

　　　　（３）イノシシ等有害捕獲促進事業の内容

ア　イノシシ等有害捕獲

（ア）イノシシ等有害捕獲

イ 新技術を活用したイノシシ等有害捕獲

（ア）新技術を活用したイノシシ等有害捕獲

ウ イノシシ等被害防止施設等整備

（ア）鳥獣被害防止施設

（イ）生息環境管理

２　被害防止計画の目標と実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 被害金額の目標達成状況 | 被害面積の目標達成状況 |
| 現状値(○年度)（万円）(A) | 目標値(○年度)（万円）(B) | 実績値(○年度)（万円）(C) | 達成率（％）((A-C)/(A-B)) | 現状値(○年度)（ha）(D) | 目標値(○年度)（ha）(E) | 実績値(○年度)（ha）(F) | 達成率（％）((D-F)/(D-E)) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　注）現状値及び目標値の○年度は、被害防止計画の年度を記入すること。

　　　　実績値の○年度は、被害防止計画の目標年度を記入すること。

３　事業実施主体の評価

|  |
| --- |
|  |

４　学識経験者等第三者の意見

|  |
| --- |
|  |

　　注）　国実施要綱別記１の第６の１の（１）および別記６の第６の１に基づき、事業実施主体は、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、記入すること。

５　鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整備地域 | 竣工年 月日  | 侵入防止柵の種類・設置距 離  | 事業費（円） |  交付金（円） | 被害金額（円） | 被害面積（m2） |  被害量（kg） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被害が生じた場合の要因と事業実施主体等が講じた対応策 | 設置にかかる指導内容 | 維持管理方法 | 維持管理状況 | その他 |    |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

注）１　被害金額、面積及び被害量についてⅡ１（３）被害防止計画の目標と実績と単

位が異なるため留意すること。

　　２　設置にかかる指導内容には被害防止施設設置時に行った指導内容について

記載すること。

　　３　維持管理方法には管理を行う者及び点検等の頻度について記載すること。

　　４　維持管理状況には点検等を実施した結果、施設の状況及び補修履歴等について記載すること。

第１３号様式Ⅰ（第１６関係）

鳥獣被害防止総合支援事業に係る執行状況報告書（　　月分）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施主体 | 事業名 | 交付決定日 | 交付決定額 | 当初計画（変更した場合には変更前を（）書き２段とする） | 執行状況 |
| 実施予定時期 | 計画内容 | 計画額 | 執行日 | 執行内容 | 執行額 |
| 事業費 | うち国庫交付金 | 事業費 | うち国庫交付金 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

第１３号様式Ⅱ（第１６関係）

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る執行状況報告書（　　月分）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施主体 | 事業名 | 交付決定日 | 交付決定額 | 執行状況 | 負担区分 |
| 確認日 | 鳥獣種 | 頭数 | 執行額 | 国費 | 県費 | 市町村費 | その他 |
| 事業費 | うち国庫交付金 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

第１３号様式Ⅲ（第１６関係）

整備事業に係る執行状況報告書（　　月分）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施主体 | 事業名 | 交付決定日 | 交付決定額 | 執行状況 | 負担区分 |
| 契約年月日 | 契約内容 | 契約額 | 国費(うちルネッサンス事業) | 県費 | 市町村費 | その他 |
| 事業費 | うち国庫交付金 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |